

6 いじめが起こった場合の組織的対処の流れ

迅速な初期対応

日常の観察によるいじめの発見・本人または保護者の訴え・アンケート・教育相談・
周りの児童の情報等

↓
情報を得た教職員

担

任

生徒指導主事

教頭

校長

(招集・指示)

いじめ認知委員会

(校長・教頭・生徒指導主事・当該担任)

・ いじめの定義に基づく認知・報告

・共通理解・事実関係の把握

・指導方針の決定・指導体制の編成

(連絡)

保護者

事実確認・対応への理解
と協力、児童への関わり

(報告)

教育委員会

(指導・支援)

(報告)

(共通理解)

いじめ防止対策委員会
(全職員)

重大事態への対処

教育委員会 (指導・支援)

警察・関係機関（連絡・相談）

〈暴力・恐喝等犯罪行為があった場合〉

重大事態への対処

加害児堂・保護者

被害児童・保護者

外部機関との連携 SC・SSW

フォローアップ^o

1 週間後の観察状況、本人・保護者からの聴取

2週間後 //

1ヶ月後 //

1. 5ヶ月後 //

2ヶ月後 11

3ヶ月後 //

加害児童へ

被害児童へ

その保護者に対して

いじめ防止対策委員会としての判断

經過觀察 3 ヶ月終了

今回の取り組みについての評価

